



# 市民との信頼は？

政務活動費を約194万円返還された元議員がみえます。返還期間は議員暦の中のほんの一部と思われる。更に、新聞報道後の返還であることの現実を見れば、報道が無ければ「この返還」は実現されたでしょうか？ 真に政務活動費の「透明性」が問われています。11月2日現在の5議員（現・元）返還金合計は、5,003,958円です。

政務活動費の中の「人件費」領収書の受取人氏名が海苔弁（黒塗り）であることに、無所属クラブは市議会各派幹事長会議の場で「改革案」を提示しました。

**税金の支出先が「不明」である事は市民への説明が出来ない。問題であり、明記し公表すべきである。と。**

「黒塗り」を容認される意見もあります。「政務活動の補助作業を行なってもらっている人との信頼関係を傷つける」という意見です。ですが、その発言者は「納税者である岐阜市民との信頼関係」は如何考えられるのか？ 議員が考慮すべき本来の視点は、何処に在るのでしょうか？

## 他の部分は信用できるのか？

約194万円を返還された元議員は、「調査研究活動補助賃金として」と支払伝票に人件費年60万円の領収書（月5万円×12ヵ月）を添付しています。議員最後の1年間だけの記録でもです。受取人はすべて「黒塗りで不明」です。ガソリン代、研修費では本人が約194万円の不法・不適切を認めて返還しています。まだ、人件費の修正は無いようです。その人の政務活動報告書の人件費報告を信用するように、岐阜市民は問われているのでしょうか？

## ホームページは「改ざんされる」ので 無意味？！

ホームページでの政務活動費領収書の全面公開の意見に対し、「改ざんの恐れがありホームページ公開は無意味」旨の意見をお持ちの方がいるようです。情報公開の不十分性について、市議会で質問すると常に「市ホームページで公開しています」との回答が返ってきます。岐阜市は「むだ・無意味」な事をしているのでしょうか？ 実行の理由も、不実行にも理由が常にあります。決断すべきときに、**何を選択するか？** では。

連絡先 市会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

## 廃業ガソリンスタンドの領収書で 大野つう元市議が政務活動費を不正受給

2016年11月1日に中日新聞が報じています。報道によれば、自民党の元岐阜市議会議員で市社会福祉協議会会長の「大野つう」元市議会議員が、市議だった2013、14年、給油所を経営していた知人からもらった白紙領収書を使い、政務活動費計約13000円を不正に受給していたことが分かった。また、同じ2年間に計85回、後援会の研修会を開いたとして、約72万円の政務活動費を受給していた。

大野つう元市議会議員は、白紙領収書を使った受給分は市に返還するという。研修会費については「議会事務局と相談する」としている。

大野つう元市議会議員によると、給油所発行の白紙領収書計3枚に、自ら金額や日付を記載した。給油所は13年4月に廃業されたが、領収書では大野つう元市議会議員が13年7月以降、ガソリン代を支出したようになっていた。「廃業前に白紙の領収書もらった。実際に給油し、政活費で支出しなかった分が過去にあるので、許されると思った」と説明した。

また、研修費の領収書は「岐阜まちづくり懇話会」「北部研究会」など5団体が発行。いずれも大野つう元市議会議員の後援会という。大野つう元市議会議員は各回、5000円か1万円を支出するケースが多い。「市職員や税理士、弁護士らを呼んだ研修会で、実際に行なった。講師料や参加者の弁当代などに使った」と説明している。

市議会の内規では後援会員向けの研修会費の政務活動費支出は認めていない。大野つう元市議会議員は「後援会員だけの会もあれば、会員外も参加した会もある。可否を議会事務局に相談したい」と話している。大野つう元市議会議員は市議を15年春まで6期務め、議長経験もある。16年11月1日現在、岐阜県防犯協会理事長も勤めている。



松原のりかず  
☎058-253-2500